

申請による換価の猶予の概要

地：地方税法 条例：池田市市税条例

要件	<p>納税者または特別徴収義務者の申請に基づいて、次のすべてに該当するとき</p> <p>①市税を一時に納付することにより、事業の継続または生活の維持を困難にするおそれがある</p> <p>②納付について誠実な意思を有すると認められる</p> <p>③猶予を受けようとする市税以外の滞納（猶予中のものを除く）がない</p>
申請時期	納期限から6か月以内（地15の6①、条例6の6）
猶予期間	<p>申請書に記載された始期（※1）から1年以内</p> <p>ただし、猶予期間経過後においても、納税者または特別徴収義務者の事業が廃止、休止しているなどやむを得ない理由がある時はさらに一年延長可。（地15①、④）</p> <p>※1 申請日を始期とする。ただし、申請日が第1期納期限より以前であるときは、第1期納期限の翌日を始期とする。また災害を受けた場合など猶予該当事実の生じた日があきらかな場合は、その猶予該当事実が生じた日を始期とする。</p>
猶予する対象・金額	未納の市税であり、納付すべき徴収金額（地15①）
納入方法	猶予する期間内の各月で分割して納付する。（地15③）
必要書類	<p>①換価猶予申請書（延長をする場合は換価猶予の期間延長申請書）</p> <p>②納付計画書</p> <p>③財産収支状況書</p> <p>④収支の明細書（事業に著しい損失を受けた場合）</p> <p>⑤財産目録（猶予金額が100万円を超える場合）</p> <p>⑦担保提供書（猶予金額が100万円を超えかつ猶予期間が3か月を超える場合。なお、担保を提供することができない特別の事情がある場合は不要）</p> <p>（地15の2①、条例6の3②）</p> <p>※③～⑥の書類について、新型コロナウイルス感染症の影響により、提出が困難な場合は、口頭による聞き取りや、他の書類（売上帳、現金出納簿、給与明細書、預金通帳の写し等）の添付に代えることでも受け付けます。（地15の2④）</p> <p>※③～⑤の書類について、最近（2か月程度）の国税や社会保険料の納税の猶予申請書および猶予許可通知書の写しが提出されれば、省略が可能です。</p>
不許可とすることができる場合	<p>次のいずれかに該当する場合</p> <p>①猶予期間内に完納できないとき</p> <p>②職員の質問に答弁せず、検査を拒み、妨げ、もしくは忌避したとき</p> <p>③不当な目的で申請されたとき</p> <p>④上記に類する場合（地15の2⑨）</p>
通知	<p>次の場合に本人に通知する。</p> <p>①許可した場合</p> <p>②不許可にした場合</p> <p>③猶予を取り消す場合（地15の2の2）</p>
効果	必要と認められる場合、差押を猶予しまたは解除する。（地15の6の3）

取り消し	次のいずれかに該当する場合 ①分割納付を履行しない ②財産の状況、事情の変化により猶予の継続が適当でないとき ③繰上徴収事由が発生した場合
延滞金	通常年8.8% ⇒ 年1.0%（令和3年中の割合） ※ただし、財産の状況が著しく不良で、他の税等が軽減又は免除されたときや、事業または生活の状況により延滞金の納付を困難とするやむを得ない理由があるときは全額免除。（地15の9）
その他	時効は中断し、徴収猶予期間中は停止する。（地18の2④）